**2015年6月議会　第53号議案　藤枝市個人情報条例の一部を改正する条例**

**いわゆるマイナンバーが10月に市民に告示され、1月から施行されることに伴う条例改正です。**

**国主導で進めてきた制度設計であり、藤枝市としてもやりたくてやっているものではないと思っていますが、まず、私たちは、国が決めたことであれ、自治体としてマイナンバーを含む特定個人情報を保護するという条例を定めるのであれば、年金機構問題を契機に広く市民の間でマイナンバーに対する不信や不安が大きくある以上、この条例でそれに対しキチンと答えるものでなければならないと思っております。**

**その立場で、制度施行当初提案された昨年9月議会での補正予算案、及び今議会での常任委員会、本会議での質疑の中で、議論してきたことを中心に反対の立場で討論をいたします。**

**補正予算案での議論は主に制度導入のメリットがあるかどうかでした。これに対して、年に一度あるかないかの申請書類の提出が一回で済むことくらいしかしめせず、あとは不正受給の防止、当時問題になっていた生活保護費を1人が2つの自治体で保護費を受給していた他市の事例を本システムで防ぐことが出来る事もありましたが、これなどは街頭人物が住んでいた自治体に問い合わせれば済む話であり、わざわざ高いお金をかけてシステムを構築する必要はありません。仮に不正がわかったとしても後から返還請求すれば良い事であって、しかもこうした実例は本市において過去20年間1回も発生したことがなく、法整備が急がれる話でもなんでもありません。**

**そして、当時の答弁では結局「どう活用するかは、これから若手PTチームで検討する」としか示せませんでした。みなさん、市が何か事業を行う時にその目的を説明するのは当たり前のことではないでしょうか、学校の耐震化、市立病院医師招聘のための就学金制度など、どんな事業であれ、やるとなればその目的を説明するのは当然ですが、マイナンバーではそれがないのです。予算を組む時でも、明らかに出来ないのです。**

**その状況は、本議会で保護条例を定める段階になってもかわりがありません。常任委員会で、大石議員が問うた「市民に周知できているか否か」については、結局答える事が出来ず、私の本会議の質疑で、マイナンバーをどこまで市が提供するのかという質問に対しても、番号法によるものとし、その番号法自体の定義も極めてあいまいで、これも結局どこまで提供するかは今後条例等で定めるとしか出てこないのです。**

**国いうがままに、番号の対象を広げようとしている市の姿勢自体も問題と言わざるを得ません。今条例で、番号とリンクづけられる情報は、個々人の税、社会保障、災害情報に関する3つの分野ですが、政府が番号法施行後3年間の推移を見てから範囲を広げるかどうか検討すると言っておきながら、安倍内閣はまだ試行もされていないのに預貯金情報、医療検診情報など、民間が扱う分野にまで対象を広げようとしております。**

**それに対し私の議案質疑の答弁「国が決めたことだからその通りに行う」とするようでは、市民の不安は増すばかりです。年金機構問題で、範囲を広げる改正法自体はいったん先送りになりましたが、これはたまたまそういう事件が起きて批判が強まったためにやむを得ずこの国会での成立を断念しただけであって、やめたわけではありません。市は、これ以上の拡大に対しキチンと市民の立場に立ち、少なくとも国に対し議論をしていくくらいの姿勢が必要です。**

**共通番号が持つ危険性も、克服できていません。大石議員が指摘した通り、アメリカや韓国など共通番号を導入した国では、なりすまし被害が甚大であり、共通性から分野別に切り替えつつあります。**

**日本だけが、共通性を導入しようとしています。この共通番号を保管する市と国との間に新設される中間サーバーは1か所です。この1か所に1億2千万人ものあらゆる範囲の情報が保管されるのです。年金機構の情報漏れでもあれだけの被害があるわけですが125万人の年金に関する情報です。しかし、マイナンバーの被害はその日ではありません。**

**本市は、年金機構漏えいはインターネットを介しての漏えいであったが、ナンバー制はそれはありえず、漏えいの危険性はないと断言されていますが、国会で官房長官兼サイバー対策会議本部長の菅義偉司が「漏えいの可能性はゼロではない」と否定していないのです。**

**例えコンマ１％以下の危険性でも克服できないようであれば導入すべきではありません。一旦、事故があれば取り返しがつかないからです。それを「安全だ」「万全のセキュリティーシステム」だと言って、こんな危険なものを認めてしまうのは、新たな原発神話を作ることになりかねません。**

**冒頭申した通り、市が主体的にやっているわけではありません。それでも1億1800万も負担をしてシステムを構築しなければならない市の立場もありますが、議員である以上は市民の立場から見て、市民生活にどういう影響を及ぼすのか、市民が納得できるものなのかどうかを基軸に議案に対して検討しなければならないと思います。**

　**この条例で、特定個人情報（マイナンバー）に対する、市民の不信、不安、本当に保護できるのかとう懸念が解決しているとは思えません。以上の理由で、反対といたします。**